

子どもたちの笑顔を みんなで守るために！

児童虐待防止ガイド（市民用）



子どもを虐待から守るための5か条

- 1 「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）
- 2 「しつけのつもり…」は言い訳（子どもの立場で判断）
- 3 ひとりで抱え込まない（あなたにできることから即実行）
- 4 親の立場より子どもの立場（子どもの命が最優先）
- 5 虐待はあなたの周りでも起こりうる（特別なことではない）

立 川 市

* 目次 *

- 1 児童虐待とは？・・・1P
- 2 虐待を受けた子どもたちは・・・2P
- 3 体罰・暴言によらない子育てを・・・3P
- 4 通告のしかた・・・4P-5P
- 5 気になっていることはありませんか？・・・6P
利用してください・・・7P
児童虐待等に関する相談・連絡先・・・8P



オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。



親、または親に代わる養育者によって、子どもの心や身体を傷つけたり、健やかな成長発達をそこなうような行為が加えられること

虐待かどうかの判断は、親の意図ではなく、子どもにとって有害かどうかで判断しなければなりません。たとえ親がいくらその子をかわいいと思い、一生懸命しつけているつもりであっても、子どもにとって有害な行為であれば虐待なのです。

身体的虐待

暴力により身体に傷を負わせたり、傷を負わせるおそれのあるような行為

- 殴る、蹴る、物で叩く、首を絞める、投げ落とす
- 熱湯をかける、タバコの火やアイロンを押し付ける、溺れさせる

ネグレクト

保護の怠慢、拒否、放置により、子どもの健康や安全を損なう行為や保護者以外の同居人による虐待を放置している行為

- 適切な食事を与えない、下着など衣類を長時間不潔なままにする、極端に不潔・不衛生な環境の中で生活させる
- 家に閉じ込める、子どもの意に反して学校などに登校させない、病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま度々外出する、乳幼児を車の中に放置する
- 継続的に無視する ● 棄児、置き去り
- 一方の親や、同居人（きょうだいも含む）による子どもへの虐待を放置または黙認するなど

心理的虐待

ひどいことばで子どもを傷つけたり、極端に無視したり、子どもの目の前で配偶者（内縁関係も含む）に対する暴力が行われることによって、子どもに心理的な傷を負わせるような行為

- 「出て行け」「ぶっ殺してやる」などの脅迫、大声での威嚇
- 「お前なんか生まれてこなければよかった」「死んだほうがいい」などの暴言
- 子どもを無視したり、拒否的な態度を示す
- 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする

性的虐待

児童にわいせつな行為をしたり、わいせつな行為をさせること

- 子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆 ● 性器や性交を見せる
- ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要するなど

配偶者間の暴力（DV）

一般的に配偶者や恋人など親密な関係にあるパートナーから振るわれる暴力のことを言います。暴力には身体的、精神的、経済的、性的など様々な暴力があり、長期間にわたって継続することがあります。子どもの前で行われると心理的な虐待となり、子どもの心に深刻な影響を与えます。



虐待は子どもの心や身体の発育に大きな影を落とします

身体的影響

打撲、切り傷、やけどなど外から見える傷、骨折、鼓膜に穴があく、頭蓋内出血（頭蓋骨の中に出血が起こったもの）など外から見えない傷、栄養障害や体重増加不良、低身長などが見られる。重篤な場合には死に至ったり重い障害が残る可能性がある。

知的発達面への影響

安心できない環境で生活することで、元々の能力に比べても知的な発達が十分に得られないことがある。また、年齢や発達レベルにそぐわない過大な要求により、子どもの知的発達を妨げることがある。

心理的影響

●対人関係の障害

保護者との基本的な信頼関係を作ることができなくなり、結果として他人を信頼し愛着関係を作ることが困難となり、対人関係に問題を生じることがある。

●低い自己評価

自分が悪いから虐待されるのだと思ったり、自分は愛情を受けるに値する存在ではないと感じ、そのため自己に対する評価が低下し、自己肯定感（自分は大切な存在だと思える気持ち）を持っていない状態になることがある。

●行動コントロールの問題

暴力を受けた子どもは、暴力で問題を解決することを学習し、学校や地域で攻撃的・衝動的な行動をとることがある。

●多動

虐待的な環境で育つことで、子どもを刺激に対して過敏にさせることがあり、そのため落ち着かない、ADHD（注意欠陥・多動性障害）に似た症状を示す。

●心的外傷後ストレス障害（PTSD）

受けた心の傷（トラウマ）は適切な治療を受けないまま放置されると将来にわたってPTSDとして残り、思春期等に問題行動として現れる場合がある。

●精神的症状

記憶障害や意識がもうろうとした状態、離人感等が見られることがあり、まれには解離性同一性障害（一人の人間の中に全く別の人格が複数存在するようになること）に発展する場合もある。

世代間連鎖の問題

虐待を受けた子どもが親になった時に、自分の子どもとの関係でも同じような方法をとることがあり、虐待が世代間で連鎖してしまふことがあります。周囲の適切なケアや支援があればこの連鎖を断ち切れることもわかっています。



法律の改正・東京都条例の制定

児童虐待の防止等に関する法律の一部が改正され、親権者による体罰の禁止が定められました。（令和2年4月1日施行）「児童の親権を行うものは、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他（中略）により当該児童を懲戒してはならない。」（第14条第1項関係）

東京都では、平成31年4月1日「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を施行し、保護者による体罰を禁止しています。「保護者は、体罰その他の子供の品位を傷つける罰を与えてはならない。」（第6条第2項）

※ 子供の品位を傷つける罰とは、保護者がしつけに際し、子供に対して行う、肉体的苦痛又は精神的苦痛を与える行為（当該子供が苦痛を感じていない場合を含む）であって、子供の利益に反するものをいう。

Q：大声で怒鳴ることはあっても、叩いていないので大丈夫ですよね？

A：「言葉の暴力は、身体の表面には傷をつけないが、心や脳に傷をつける」（福井大学友田明美教授）、「体罰を長期かつ継続的に受けた人の脳は、感情や思考をコントロールし、犯罪抑制力にかかわる脳の一部が委縮する」（同）など言葉の暴力を含む子どもへの体罰が、脳の発達に深刻な影響を及ぼすと言う研究結果も報告されています。

★ 体罰・暴言によらない子育てを一緒に考えていきましょう

虐待が子どもたちに与える影響は深刻ですが、早期発見と適切なケア、周囲の支えによって、その影響を最小限におさえることは可能です。

そのためにも…



子どもたちを見守る市民のみなさまの協力が必要です！





こんな様子に気づいたら・・・

- 外やベランダに締め出されている
- 車の中に子どもだけで放置する
- 不自然な傷やあざ、打撲、やけどなどが見られる
- 保護者がおらず、未就学児だけで外で遊んでいたり、家ですごしている
- 子どもの激しく泣く声や、大人の怒鳴っている声が聞こえる
- 親が子を蹴ったり叩いたりする様子が見られる、またはそのような状況と思われる音がする
- 暗くなったのに、子どもだけで外で遊んでいたり、夜間子どもだけで過ごしている

ためらわずに
連絡してください





- 引っ越して来たばかり。
周りに相談できる友達も家族もない。。。
- 気がついたら一日中怒鳴りまくっていて、
いつも自己嫌悪。
- 楽しいはずだった子育て。
なぜか気持ちが沈んで食欲もない、眠れない、気力が出ない。
- 発達に何か問題があるかもしれない、と思い始めたら
気になってしょうがない。
- パパは毎日帰りが遅くて話も聞いてくれない。
一緒に子育てする余裕もないし。。。
- 赤ちゃんが大声で泣くとなぜかイライラしてしまう。
今にも虐待してしまいそう。
- いけないと分かっているけど、子どもが言うことを聞かないと、
つい手をあげちゃう。
- 長い治療をして、やっと授かった赤ちゃんなのに、
どうしてかわいく思えないの？
- 双子を連れてお出かけ。
かわいいと言われても素直に喜ぶ余裕もない。。。

そんなときは・・・



* 利用してください *



「子ども家庭支援センター」 電話：042（528）6871

0歳から18歳未満の子どもを育てている家庭を応援するために、相談、各種サービスの紹介を行っています。

分ちあいませんか？

「子育てがうまくいかない」「言うことを聞かない子どもにイライラしている」などの子育て中のイライラ・つらさ・悩みなどを同じ子育て中のなかまと語り合いませんか？保育つきなので子どもと離れて安心して自分の気持ちを話せます。

講座：「叱りすぎていることが気になっているお母さんたち集まりませんか？」

お互いちょっと休息

2歳以上12歳（小6）以下のお子さんを市内の児童養護施設でお預かりします。食事や身の回りのこと、通園・通学のお世話をします。

「子どもショートステイ」

話すだけで楽になることも

誰かと話したいけど近くに実家の親や知り合いがいない方、ボランティアのファミリーフレンドがお宅に伺って話し相手になります。

「ファミリーフレンド事業」

子どもの発達が気になる

考えはじめるとどんどん不安になっていきます。思いきって気になることを聞いてみませんか。

→ 「発達支援係」
発達相談直通
電話：042（529）8586

手助けします！


保育園・幼稚園の送り迎え、一時預かりなどを援助会員さんが手助けしてくれます。
（事前登録制）

→ 「ファミリー・サポート・センター」
謝礼や詳しい活動内容は
電話：042（528）6873

どこに相談したらいいのか分からない時は

→ 「子ども総合相談受付」まで 電話：042（529）8566

児童虐待等に関する相談・連絡先

相談先	連絡先・時間
立川市 子ども家庭支援センター	●子ども家庭相談係 042 (528) 6871 月曜日～土曜日 9:00～17:00
立川市 オレンジリボンダイヤル (子ども家庭支援センター内)	●042 (528) 4338 月曜日～土曜日 8:30～17:00 (この時間以外は留守番電話での対応となります)
児童相談所 全国共通ダイヤル	●189 (イチハヤク) 24時間
立川児童相談所	●042 (523) 1321 月曜日～金曜日 9:00～17:00
東京都児童相談センター	●03 (5937) 2330 夜間・休日
立川警察署 生活安全課少年係	●042 (527) 0110 月曜日～金曜日 8:30～17:15 ●110番通報 24時間
東京都LINE相談	児童虐待を防止するためのLINE相談 (子ゴコロ・親ゴコロ相談@東京) 

<DV相談>

立川市役所	●042 (523) 2111 (代表) 月曜日～金曜日 8:30～17:15 (正午～13:00除く)
立川市 女性総合センター	●カウンセリング相談 042 (528) 6801 火曜日・水曜日・土曜日 13:00～17:00 (土曜日は電話相談のみ。電話・面談ともに予約制。)



子どもたちの笑顔をみんなで守るために！
児童虐待防止ガイド（市民用）

平成18年 7月 初版発行
平成24年 11月 第2版発行
令和 元年 11月 第3版発行

編集・発行

立川市子ども家庭支援センター
〒190-0022 立川市錦町3丁目2番26号

電話 042 (528) 6871
ファクス 042 (528) 6875